

復興大臣 竹下 亘 様

原子力災害に関する損害賠償等  
に関する要望書

平成26年11月17日

福島市議会議長 佐藤 一好

福島市は、東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故からの復旧・復興に向け懸命に取り組んでいるが、除染や市民の健康管理、風評被害の払拭など緊急の課題が山積しており、市民生活や本市産業にもたらした深刻な影響は計り知れないものがある。

そうした中で、東京電力福島第一原子力発電所事故から3年を経過した現在においても、原子力災害の被害に対する自治体や市民の損害賠償について、原因者である東京電力が十分な対応を行ってはおらず、また、現行の原子力災害に関する損害賠償制度にも課題がある中で、原子力災害に対する損害賠償の迅速かつ適切な対応が必要とされることから、次の事項について強く要望する。

## 1. 原子力災害の損害賠償等に関する責任ある対応

原子力損害賠償紛争審査会による「指針」により自主的避難等対象区域とされた福島市においては、東京電力福島第一原子力発電所事故により、多数の市民が被害を受け、事故から3年を経過した現在も放射能への不安や苦痛の中での生活を余儀なくされている。

また、原子力災害による被害は、いまだ収束の目途は立たず、本市においては、多数の市民が自主的に避難をし、また放射能への不安からの精神的な苦痛が、様々な形で続いている中で、多数の市民についてごくわずかの期間しか精神的損害は認められておらず、本市に係る自治体の損害賠償についても、十分な対応が行われていない。

よって、国においては、原子力政策を国策として推進してきた責任のもと、原子力災害の損害賠償等に関する次の事項について、責任ある対応を行うよう強く要望する。

- ① 東京電力に対して、「指針」は賠償範囲の最小限の基準であることを深く認識させ、原子力損害賠償紛争解決センターの和解仲介案を尊重するよう指導されたい
- ② 東京電力に対して、原子力災害に係る全ての損害に対し、原子力災害が完全に収束するまでの間、賠償を継続し、あわせて原子力災害の早期収束を図るよう指導されたい
- ③ 東京電力に対して、個人や事業主が除染実施計画に準じ、独自に実施した全ての除染費用についても賠償の対象とし、自主的な避難等に係る賠償については、それぞれの実態に見合った十分な賠償を最後まで確実にを行うことに加え、全ての被害者が確実に賠償されるよう未請求者への周知等について適切に対応するよう指導されたい
- ④ 東京電力に対して、市民の安全安心を守るための様々な費用や地域復興のために要した費用及び普通税・目的税の減収分については、東京電力福島第一原子力発電所事故との相当因果関係が当然認められ、原子力

災害に起因するものであり、さらに税の減収分については、「指針」における「特段の事情」があるものとして、本市が請求している全額について、迅速かつ確実に賠償を行うよう指導されたい

- ⑤ 全ての被害者への賠償が、迅速かつ確実に行われるよう「指針」の追加、見直しを適宜行うことに加え、本市復興と被害者一人一人が原子力災害以前の生活を取り戻すために必要な各種施策を講じられたい

## 2. 精神的損害の一律的な賠償の継続

東京電力においては、原子力損害賠償紛争審査会の中間指針追補を受け、自主的避難等対象区域とされた福島市等の妊婦を除く大人に対し、平成23年4月22日までの一律的な賠償分として、8万円の精神的損害等に対する賠償を行った。

その後、追加的費用等に対する賠償として、妊婦を除く大人に対しては4万円の賠償を支払うとされたが、この4万円の中に精神的損害に対する賠償は含まれておらず、初期の混乱期とされる平成23年4月22日までが、精神的損害の賠償の対象であり、また、妊婦と18歳以下の子どもについても、平成24年8月31日までを精神的損害等に関する賠償の対象とし、それ以降、いわゆる精神的損害に関する一律的な賠償については行われていない。

しかしながら、現在においても市民は、低線量被曝におびえ、精神的苦痛や不安を感じる中での生活を強いられており、こうした状況は、精神的損害が現在も継続していることにほかならず、一種の継続的な不法行為を受けているといえるものである。

よって、国においては、原子力政策を国策として推進してきた責任のもと、本市を含む自主的避難等対象区域における住民のいまだに続く精神的損害について、個別具体的な事情による損害の賠償はもとより、原子力災害に起因する損害として一律的な賠償の継続を原子力損害賠償紛争審査会における「指針」に明記し、東京電力に対してはその実施について指導されたい。

### 3. 原子力損害賠償紛争解決センターによる総括基準及び和解事例の「指針」への反映と和解仲介案が尊重される制度の構築

東京電力福島第一原子力発電所事故から3年を経過した現在も、多数の市民が放射能への不安や苦痛の中での生活を余儀なくされている。

そうした中で、原子力損害賠償紛争解決センターは、多くの申立てに共通する問題点に関して一定の基準を示す総括基準を策定し、あわせて、損害賠償が迅速かつ適切に行われることに資するために、和解事例を公表している。

こうした総括基準や和解事例が、賠償すべき損害として類型化した原子力損害賠償紛争審査会の「指針」に反映されれば、東京電力福島第一原子力発電所事故の多数の被害者に対する、混乱や不公平感を減ずることとなり、また、原子力損害賠償紛争解決センターに申立てを行っていない被害者に対しても、賠償の範囲が明確となる。

さらに、東京電力においては、原子力損害賠償紛争解決センターによる和解仲介案の一部を拒否し、あるいは、回答期限を延長しているが、こうした対応は、東京電力の新・総合特別事業計画における3つの誓いの中に掲げた、「和解仲介案の尊重」の方針に反している。

よって、国においては、原子力政策を国策として推進してきた責任のもと、被害を受けた全ての市民が、迅速かつ完全に賠償がなされるよう次の事項について必要な措置を講じるよう強く要望する。

- ① 原子力損害賠償紛争解決センターによる総括基準や和解事例について、原子力損害賠償紛争審査会において、具体的かつ明確に「指針」に反映されたい
- ② 原子力損害賠償紛争解決センターによる和解仲介案が尊重される制度を構築されたい